

第1回 令和8年熊本地震災害福井県支援本部会議

日時：令和8年7月31日（金）

17時00分～

場所：県庁10階 防災センター

次 第

1 開会

2 議題

（1）関西広域連合令和8年熊本地震災害対策支援本部会議について
（近畿ブロックによる対口支援）

（2）本県の支援方針について

（3）その他

令和 8 年熊本地震にかかる 支援本部会議

令和 8 年 7 月 3 1 日(金) 1 7 : 0 0 ~

(1)

関西広域連合令和 8 年熊本地震 災害対策支援本部会議について (近畿ブロックによる対口支援)

令和 8 年熊本地震への対応について

広域防災局
令和 8 年 7 月 31 日

令和 8 年 7 月 28 日 (火) 16 時 27 分に発生した令和 8 年熊本地震に伴い、
対策準備室を設置するとともに緊急派遣チームを熊本県庁に派遣し、情報収集及び調整を実施。
令和 8 年 7 月 31 日 (金) 12 時 30 分、支援体制を災害対策支援本部に改組し、支援を実施。

資料 1

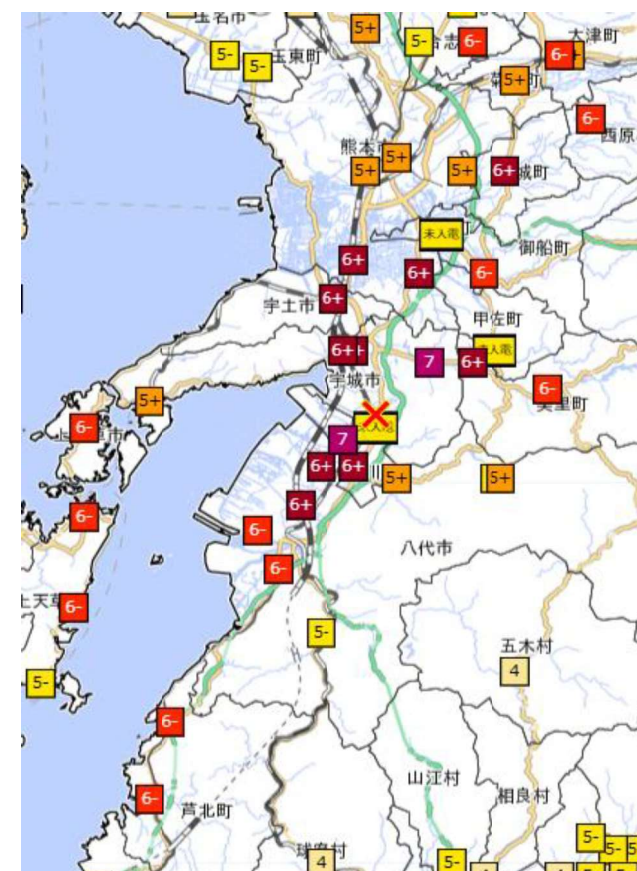
1. 地震等の概要

- 発生日時 : 令和 8 年 7 月 28 日 (火) 16 時 27 分
- 規模 : M 7. 1 最大震度 7 (熊本県熊本地方)
- 津波の情報 : 津波注意報 (有明・八代海)

2. 対応の状況

- 7 月 28 日 (火)
 - 16 時 27 分 熊本県 : 災害対策本部 設置
 - 関西広域連合 : 対策準備室 設置
 - ※九州地方知事会幹事県 (宮崎県) から情報収集し、構成団体と情報を共有
 - 16 時 28 分 政府 : 官邸対策室 設置
 - 17 時 35 分 関西広域連合 : 緊急派遣チーム 2 名派遣
- 7 月 29 日 (水)
 - 10 時 40 分 関西広域連合 : 緊急派遣チーム 現地到着
- 7 月 31 日 (金)
 - 12 時 30 分 関西広域連合 : 災害対策支援本部 設置

○震度分布図



〈気象庁HPより〉

3. 被害の状況 （消防庁HP災害情報第23報（7/31 10:30）より）

(1) 全般

都道府県	人 の 被 害						住 家 被 害						
	死者	36 災害関連死者	行方不明者	負傷者			合計	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部破損	合計
				重傷	軽傷等	小計							
	人	人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟
福岡県					1	1	1					6	6
熊本県	35			6	85	91	126	1				1	2
大分県					1	1	1						
鹿児島県					1	1	1						
合 計	35			6	88	94	129	1				7	8

(2) 熊本県内市町村別 （令和8年熊本地震に係る第7回災害対策本部会議より。7/31 7:30時点）

	人的被害		避難状況		インフラ	
	死亡		避難所	避難者	停電（戸）	断水（戸）
熊本市	55	0	179	929	0	8,700
宇土市	0	0	9	682	0	12,200
宇城市	2	2	7	2,917	430	17,800
美里町	3	0	4	73	0	0
御船町	0	0	0	0	0	2,100
嘉島町	13	7	0	0	0	0
益城町	1	0	0	0	0	0
甲佐町	2	1	1	4	0	400
八代市	20	20	63	3,562	2,460	25,300
氷川町	19	4	4	305	1,650	3,200
芦北町	0	0	6	32	0	1,000
天草市	0	0	4	77	0	1,100
上天草市	0	0	48	68	0	7,300
その他市町村	20	1	65	456	0	0
合計	126	35	390	9,105	4,540	79100

※住家被害については調査中

4. 政府の対応

○災害対策本部の設置等

- ・7月28日 18:20 令和8年熊本地震非常災害対策本部設置
- ・7月28日 19:49 第1回非常災害対策本部会議
- ・7月29日 13:30 第2回
- ・7月30日 13:31 第3回

○災害救助法の適用

熊本県及び熊本市は、計10市10町1村に災害救助法の適用を決定
(7月28日適用)

○方針

災害応急対策等に関する実施方針（案）

令和8年7月28日 令和8年熊本地震非常災害対策本部

以下の方針に基づき、地方公共団体及び関係機関・団体と緊密に連携し、総力を挙げて災害応急活動に取り組むとともに、国民生活及び経済活動の早期の回復を促進する。

- 1 迅速な情報収集を行い、被害状況を把握する。
- 2 人命の救助を第一に、行方不明者等の一刻も早い救命・救助に全力を尽くす。
- 3 先手先手で、被害の拡大防止に万全を期す。
- 4 避難者の生活環境や生活必需品の確保に努める。
- 5 電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の復旧を促進する。
- 6 被災地の住民をはじめ、国民や地方公共団体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供する。
- 7 被災地方公共団体の状況にかんがみ、道路・航路の啓開、河川管理施設や港湾・漁港の応急復旧等、積極的に災害応急対策を応援するとともに、必要に応じ、応急措置の実施の支障となるものの除去等を実施する。
- 8 関係省庁が連携して、被災者支援に取り組む。

○総務省応援派遣制度による対口支援

- ・7市町に対して、総括支援団体（○）及び対口支援団体（●）を決定

熊本市	：	東京都（●）、山梨県（●）
八代市	：	大分県（○、●）、鹿児島県（●）、沖縄県（●）、北九州市（●）
宇土市	：	福岡県（○、●）
宇城市	：	福岡市（○、●）
美里町	：	長崎県（○）
嘉島町	：	宮崎県（○）
氷川町	：	佐賀県（○、●）



5. 被災地支援の状況

○対口支援

- ・総務省応援派遣室からの要請（7/30 15:00）
住家被害認定調査及び罹災証明事務について支援要請の打診あり

対口支援先：八代市、宇城市、宇土市

○物資の支援

- ・現時点で物資の要請はなし（7/30 18:00確認）

○資機材の支援

- ・内閣府防災によるトイレカー等支援の調整に対し、各構成団体が派遣可能な車両の情報を提供し、調整中
- ・大阪府及び京都府（亀岡市）のトイレカーについては八代市へ、大阪府泉佐野市のトイレカーについては宇土市へ派遣中
- ・徳島県のトイレカーについては、派遣先について調整中

○各府県市の対応

構成府県及び連携県による支援

（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、福井県、三重県）

- ・広域連合の枠組み等のもと、トイレカー等を派遣（大阪府、徳島県、京都府（亀岡市））
- ・厚生労働省の要請に基づき、DMAT、DPATを派遣
- ・日本水道協会の要請に基づき、府県内の市町が給水車、作業車等を派遣
- ・熊本県庁等へリエゾンを派遣

ブロック知事会による支援

（鳥取県、徳島県）

- ・中国地方知事会（鳥取県）、四国知事会（徳島県）の枠組みによる、対口支援を調整中
- ・各ブロック幹事県として、熊本県庁へリエゾンを派遣

政令市による支援

（京都市、大阪市、堺市、神戸市）

- ・指定都市市長会の枠組みにより、熊本市等への支援について調整中
- ・熊本市等へリエゾンを派遣

その他

- ・各省庁等からの要請に基づく派遣について調整中

6. 関西広域連合の支援方針

- 関西広域連合は、特に甚大な被害が出ている熊本県南部の自治体の支援を重視し、熊本県を支援する。このため、令和8年熊本地震災害対策支援本部を設置するとともに、熊本県庁に現地支援本部を開設する。

- 支援の実施にあたっては、被災自治体や国・全国知事会・九州地方知事会・指定都市市長会等とも連携し、カウンターパート方式を基本とした支援を行うとともに、相互に連携する。

- 中四国ブロックに所属し、幹事県等にあたる鳥取県及び徳島県については、当該ブロックとしての対応を、政令市については、指定都市市長会の枠組みによる対応を優先することとしつつ、連携して支援する。

(2)

本県の支援方針について

(2)本県の支援方針について

1 支援本部の設置と全庁的な対応

- ・被災地の復旧・復興に向けて「令和8年熊本地震災害福井県支援本部」を設置
- ・現地の状況やニーズを的確に把握し、必要な支援について全庁的に対応

2 カウンターパート方式による支援

- ・関西広域連合災害対策支援本部の決定を受け、八代市、宇城市、宇土市いずれかへの対口支援（カウンターパート方式）を開始
 - ①住家被害認定調査、罹災証明書発行支援（職員派遣）
 - ②トイレトラック・トイレカーの派遣（対口支援決定後、速やかに派遣）
 - ③その他被災地のニーズに対応した支援

3 各部の対応

【健康福祉部】DMAT事務局（国）からの要請を受け、DMATコーディネーター4名の派遣を決定（8/1～順次派遣）
（参考）DMATコーディネーター:DMATの指揮や調整等を行う本部運営の専門要員

【会計局】 県内における義援金の募集情報を発信（県HPで公開（7/31～）、県からのお知らせ（8/1））